

「議案第 161 号 川崎市犯罪被害者等支援条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 115 条の 3 及び川崎市議会会議規則第 16 条の規定により提出いたします。

令和 3 年 12 月 13 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	岩 隈 千 尋
	〃	露 木 明 美
	〃	木 庭 理香子
	〃	押 本 吉 司
	〃	雨 笠 裕 治
	〃	飯 塚 正 良
	〃	織 田 勝 久
	〃	堀 添 健
	〃	林 敏 夫
	〃	鈴 木 朋 子
	〃	田 村 京 三

「議案第 161 号 川崎市犯罪被害者等支援条例の制定について」に対する修正案

「議案第 161 号 川崎市犯罪被害者等支援条例の制定について」の一部を次のように修正する。

第 8 条に次の 1 号を加える。

(6) 犯罪被害者等のうち犯罪等の被害によりその心身に悪影響を受けるおそれがある子どもに対する必要な支援を行うこと。

提 案 理 由

犯罪等の被害によりその心身に悪影響を受けるおそれがある子どもに対する支援を明記するため修正するものである。